

仙台市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 行動計画作成の背景

平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）の規定により、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や実施する措置の基本的な事項を示す市の行動計画を作成することとなった。

なお、本行動計画は、現行の本市の計画である「仙台市新型インフルエンザへの対応に関する基本指針」の全訂版として、新型インフルエンザ等政府行動計画及び宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて作成している。

2 対象となる新型インフルエンザ等

- (1) 新型インフルエンザ
- (2) 再興型インフルエンザ（過去に世界的規模で流行したインフルエンザで流行から長期間経過しているため、国民の大部分が免疫を獲得していない者）
- (3) 新感染症（その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）

3 行動計画の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

4 特措法に基づく本市の主な措置

- (1) 特定接種（新型インフルエンザ等に対応する市職員に対する予防接種）の実施
- (2) 国が緊急事態宣言を行った場合における以下の措置
 - ① 仙台市新型インフルエンザ等対策本部の設置
 - ② 住民接種（臨時接種）の実施
 - ③ ガス並びに水の安定供給措置
 - ④ 生活関連物資等の価格安定のための調査や監視等
 - ⑤ 一時的に遺体を安置する施設等の確保及び埋葬・火葬の特例

5 本市計画の特徴

- (1) 現行指針の対策で国や宮城県の行動計画では定められていないものについても、見直し等を行い、本行動計画の中に包含し作成している。

[例] 国際的事業の相談窓口設置、こころのケア対策、防犯対策、市民・事業者の支援対策など]
- (2) 新型インフルエンザ等の特性を考えた場合、極めて局所的な範囲にとどまるとは考えられないことから、発生段階は宮城県の行動計画と同一としている。
- (3) 保健所設置市であることから、都道府県と同等の役割が求められる部分もあるため、感染症法に基づく医療体制の整備やまん延防止に関する措置等を行う。
- (4) 東北大学病院、仙台市医師会、仙台市の三者が連携して専門的な情報を集約し、医療機関に対する技術的支援や情報提供を行う。
- (5) 流行する前の海外発生期から仙台市医師会の協力を得て、診療する医療機関を募り、本市が備蓄している抗インフルエンザ薬を配布する。
- (6) 住民接種については、円滑に行われるよう、個別接種、一斉接種（期間を定めて医療機関で接種）、集団接種を組み合わせ柔軟に対応していく。
- (7) 市内の医療機関において入院病床等が不足した場合、定員超過入院等の措置を行う。
- (8) 特措法の対象ではないが関連する事案として、「国内外で人へ鳥インフルエンザの感染が確認された場合等」における対策を記載している。

6 行動計画の構成（4部構成）

項目	内容
I. はじめに	特措法の制定、取組みの経緯、市行動計画の作成、市行動計画の体系
II. 基本的な方針	対策の目的及び基本的戦略、対策の基本的な考え方、対策実施上の留意点、発生時の被害想定、対策推進のための役割分担、市行動計画の主要6項目、発生段階、組織体制及び各局区の役割
III. 各段階における対策	発生段階に応じて、主要6項目に沿った対策を規定
IV. 別添	国内外で人へ鳥インフルエンザの感染が確認された場合等の対策、新型インフルエンザ等発生時の初動連絡フロー、用語解説

7 主要6項目

各種対策を以下の主要6項目に分類し、発生段階ごとに推定される状況に応じた対策を行う。

- ①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤医療
⑥市民生活及び市民経済の安定の確保

8 発生段階と実施体制

発生段階を以下の段階に区分し、各発生段階における状況に応じて、新型インフルエンザ等対策本部又は危機対策本部などの体制により対応する。

<発生段階と状態>

国の発生段階	仙台市・宮城県の発生段階	状態
未発生期	未発生期	・新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・海外において、鳥インフルエンザ等が人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
海外発生期	海外発生期	・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
国内発生早期	県内未発生期	・国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生していない状態
	県内発生早期	・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	県内感染期	・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しており、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	小康期	・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※いずれの発生段階であっても、「緊急事態宣言」がされた場合は特措法に基づく「新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。

＜発生段階ごとの主な対策＞

別紙

	未発定期	海外発定期	県内未発定期	県内発生早期	県内感染期	小康期
	・新型インフルエンザ等が発生していない状態	・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態	・国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生していない状態	・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しており、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
考 対 策 方 向	・事前の準備 ・継続的な情報提供 ・動物のサーベイランス	・情報収集体制の強化 ・サーベイランス体制の強化 ・市民等への情報提供 ・実施体制の整備	・市内発生が遅延と早期発見 ・積極的な感染対策 ・積極的な情報提供 ・住民接種の早期開始	・流行ピークの遅延対策 ・医療体制の確保 ・感染拡大に備えた体制の整備	・感染拡大防止から被害軽減への転換 ・医療体制の負荷軽減 ・医療体制、市民生活、市民経済の維持	・第一波の対策評価 ・第一波からの早期回復 ・第二波発生の早期探知 ・第二波流行による影響の軽減
実 施 体 制	発生段階ごとに行動計画により定めている本市の実施体制にて対応					
	・市行動計画等の作成や見直し ・国や県との連携 ・職員研修会等の実施	・実施体制の整備 ・国や県の対策把握等 ・関係機関との情報連絡体制 ・事態推移の記録、保存	▲ 仙台市新型インフルエンザ等対策本部の設置			⇒ 宣言解除時は廃止 ⇒ 状況に応じ縮小 ・第一波の検証と第二波への対策
情 報 収 集	季節性インフルエンザ等に対するサーベイランス[定点医療機関における発生動向、学校等における学級・学校閉鎖等調査等]					
	・積極的疫学調査 ・鳥等のサーベイランスの情報収集					
情 報 共 有	季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザ等の発生状況・対策等の情報提供					
	・情報提供体制の構築 ・医療機関との情報共有	広報担当チームの設置(情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化)				⇒ 状況に応じ縮小・中止
		コールセンター等の設置	コールセンター等の体制充実・強化	コールセンター等の体制継続		⇒ 状況に応じ縮小
ま ん 予 防 止	基本的な感染予防対策の普及・啓発[マスク着用、咳エチケット、手洗い等]					
	・予防接種体制の構築(特定接種・住民接種)	特定接種の実施[集団接種を基本に実施] ・住民接種の準備 ・入国者の健康監視	特定接種の実施[引き続き集団接種を基本に実施] 住民接種(新臨時接種)の実施[個別接種、一斉接種、集団接種を組み合わせる柔軟に対応] ▲ 住民接種(臨時接種)の実施 [緊急事態宣言時は、接種義務ありの臨時接種として実施し、宣言が出されていないとき又は解除時は、新臨時接種として実施]	住民接種(新臨時接種)の実施[引き続き個別接種、一斉接種、集団接種を組み合わせる柔軟に対応]		⇒ 第二波に備える
医 療	医療機関等への症例定義及び診断、治療に関する情報提供					
	・帰国者・接触者相談センターの設置準備 ・帰国者・接触者外来の設置準備 ・(仮称)感染制御地域支援チームの設置準備 ・検査体制の準備 ・医療資機材の整備	帰国者・接触者相談センターの設置[帰国者(発熱・呼吸器症状有症者)の外来受診の調整・周知] 帰国者・接触者外来の設置[帰国者(発熱・呼吸器症状有症者)を診断するための外来整備] 医療機関への情報提供 抗インフルエンザ薬の配布	帰国者・接触者相談センターの設置[帰国者(発熱・呼吸器症状有症者)の相談体制の継続] 帰国者・接触者外来の設置[発熱・呼吸器症状有症者である帰国者・濃厚接触者の外来での診療体制を継続] (仮称)感染制御地域支援チームの設置[医療機関の問い合わせ対応・情報発信] ・感染症法に基づく患者の入院措置 ・PCR検査等の実施	(仮称)感染制御地域支援チームの設置[医療機関の問い合わせ対応・情報発信・診療の技術的支援]	(仮称)感染制御地域支援チームの設置[医療機関の問い合わせ対応・情報発信・診療の技術的支援] ▲ 定員超過入院等の措置 [入院病床等の不足した場合に実施]	⇒ 通常の相談体制へ移行 ⇒ 一般の医療機関による診療体制へ移行 ⇒ 第二波に備える
市 民 生 活 及 び 市 民 経 済 安 定 の 確 保	・要援護者等への生活支援体制の検討 ・火葬能力等の把握 ・物資、資材の備蓄	・要援護者等への生活支援体制の構築 ・一時遺体安置施設の確保等	・要援護者等への生活支援体制の整備 ・火葬体制強化、一時遺体安置施設確保体制の整備	・要援護者等への生活支援の実施 ・火葬体制強化、一時遺体安置施設の確保	▲ 埋葬・火葬の特例等 [本市以外における火葬・埋葬の許可等] ▲ ガス並びに水の安定供給措置 ▲ 生活関連物資等の価格安定のための調査や監視等	⇒ 状況に応じ縮小・中止 ・県警との連絡体制構築 ・市民、事業者の支援対策

※ ▲は、緊急事態宣言時に必要に応じて実施する措置